

■地域公共交通計画書に関する意見照会結果（協議会委員、庁内検討会議委員）

資料3

令和3年10月8日

令和3年度第3回流山市地域公共交通活性化協議会 資料

指摘箇所	指摘内容	指摘に対する対応
表紙	・「公共交通で気軽にお出かけできるまち～お出かけオリティ向上宣言～」を表紙に表示。	・御意見のとおり修正しました。
P1	・「活性化再生法が令和2年11月に改正されました。この改正により…地域公共交通計画の作成が努力義務となり…」について、改正と計画作成の努力義務化の背景を明確にすべき。	・御意見を踏まえ、法改正及び計画作成の努力義務化、本計画の作成背景について追記しました。
P1	・一段落目の文章は全国の話ではなく、流山の話にすべき。人口増加しており、事業者が多く一体化されていないことが課題ではないか。	・御意見のとおり修正しました。
P10	・追加：民間事業者との連携・協働による自転車駐車場の整備補足)P1にて補完交通として自転車を掲げ、P9では連携を図る計画として「流山市自転車ネットワーク計画」を掲げる点に鑑み、P10の「本計画に特に関連がある計画等」に「流山市自転車ネットワーク計画」を掲げる必要があるのではないか。	・P9では、関連計画を記載し、P10では、そのうち公共交通に関する施策として本計画に特に関連あるものを抜粋しています。自転車については、公共交通ではなくこれを補完するものであることから、このように整理しています。そのため、表2-1「本計画に特に関連がある計画等」に補完交通に係る計画である「流山市自転車ネットワーク計画」追記することは、考えていません。
P15	P1で公共交通を補完するものとして自転車が入っている。P15では徒歩の絵はあるが自転車は入っていない。自転車の絵を入れてはどうか。	・他意見を受け、P15の内容を踏まえ、イメージ絵は削除します。
P15 (P14)	・表紙への追加表示に伴い、P15表示の将来像(イメージはとる。)として「市内地域公共交通の一体化による「流山おでかけシステム」の確立」を掲げる。	・御意見の踏まえて、p.14の文章に公共交通の一体化による「流山おでかけシステム」の確立を追記いたしました。また将来像のイメージ図は削除しました。
P17 (P16)	・ブランディングには「見える化」だけでなく、市外の人向けの「魅せる化」という視点も必要ではないか。モビリティマネジメントは「魅せる化」の一つである。	・御意見を踏まえて公共交通施策の記載方法について修正します。

指摘箇所	指摘内容	指摘に対する対応
P17 (P16)	・施策を「流山おでかけシステム」のブランディング」に置換。	・御意見のとおり修正しました。
P17～22 (P16～21)	・SDGsについて、17のゴールではなく169のターゲットを確認願いたい。	・御指摘を踏まえて確認した本計画で目標とするターゲットをp.10に追記いたしました。
P19 (P18)	<p>・「廃止」という表現について、路線の付替えによるものや系統の廃止など様々である。 誤解が生じないよう、国交省通達(国総地第115号令和3年4月1日付地域旅客サービス継続実施計画の作成及び認定等に係る運用上の留意事項について)を踏まえ、以下のように改めてはかがか。</p> <p>「個別施策」中上から10行目 旧)廃止の際は、「地域旅客運送サービス継続事業」等の活用について検討します。 新)なお、周辺地域が交通空白地となるような廃止の際は、「地域旅客運送サービス継続事業」等の活用について検討します。</p>	<p>・本施策案は、「基幹的路線」「準基幹的路線」が廃止されようとする場合には、「地域旅客運送サービス継続事業」等の活用により、そのサービス継続を図ろうとするものですが、対応策は「地域旅客運送サービス継続事業」に限らず、その廃止の態様により様々なケースが考えられます。 そのため、廃止の表現について、「地域旅客運送サービス継続事業」に主眼を置いた、状況を限定する表現とはせず、原案のとおり、幅広い廃止の態様に対応できる表現としたいと考えます。</p>
P19	・「2. 市内公共交通サービスの一体化」の実施主体欄に「流山市、バス事業者及び他の交通事業者(参加希望者のみ)」と記載されているが、この「他の交通事業者(参加希望者のみ)」とは具体的にどのような事業者を想定しているのかお示し願いたい。	<p>・バスと同じく定時定路線運行する鉄道を想定します。 ・また、主に帰宅時間帯等、駅前広場利用のピーク時間帯に駅前にタクシーを配車いただくと、駅利用の利便向上が見込まれます。このようなケースを例に、タクシー事業者も想定します。</p>
P20	・流山市は、車いす等で快適に歩ける所は、流山おおたかの森駅周辺に限られるような気がします。街を歩いていると、歩道に電柱が建っていたりしているのが気になります。	<p>・公共交通機関が発着する駅周辺やバス停留所等の待合環境や車いす等での通行の快適性について、「個別施策3. 公共交通のユニバーサルデザイン化」の範疇で、本協議会にて議論させていただきたく考えています。 ・街のバリアフリー化や電柱といった道路環境・景観については、他法令・計画に依拠する事項もあることから、いただいた御意見について、庁内で情報共有させていただきます。</p>
P20	・通級について、現在どの程度通級している人がいるのか、調べることは可能ですか。	・異なる学校間の移動を伴う通級指導を受ける児童数は、30人(令和3年5月1日時点)です。

指摘箇所	指摘内容	指摘に対する対応
P21 (P20)	・「3. 公共交通のユニバーサルデザイン化」の実施主体に、道路管理者、警察も加えるべきではないか。 ②に「走行環境などの安全性の改善について、道路管理者・警察・交通事業者間で協力し進めます。」と記述されている。	・御指摘のとおりですので、実施主体に「警察」を加えます。 ・道路管理者については、流山市に内包されることから、追記しないこととしたい。
P21 (P20)	流山市では、P33に示すように、公共交通アクセス可能圏内人口カバー率：93.7%もある環境の中、本当に子育て世代にもタクシー利用について検討するのか。 子育て世代でも、差をつけてはどうか。 所得制限など。例として、障害児を持つ子育て世代、3人以上の児童を持つ子育て世代に対して等。	・協議会での市内公共交通の現況調査や議論の受け、子育て世代の増加や高齢化の進展等による交通需要の多様化への対応の必要性を認め、計画目標1として「移動困難者をなくす公共交通」を掲げ、高齢者や子育て世代等が自家用車に頼らず移動できることを目指すこととしています。 具体的な施策内容の検討については、計画書策定後の協議会における議論によるため、記載内容については原案のとおりとしたいと考えます。
P22 (P21)	・「4. 観光施策との連携」の実施主体にタクシー事業者も加えるべきではないか。 家族連れや障害をお持ちの方々が市内観光施設等を移動する際に公共交通機関であるタクシーの果たす役割は重要であると考えられるので、実施主体に加えるべきではないか。	・御指摘のとおりですので、実施主体に「タクシー事業者」を加えます。
P38	・「実務者分科会」や「実務者・市民委員を交えた分科会」について、いつでも開催できるよう、構成員その他の要件を早めに整備すべきと考えます。	・計画書案P38記載の分科会開催予定はあくまでイメージです。 ・計画書策定後に、「5章. 公共交通施策(事業)と実施主体」に基づき、各個別施策について協議を進めていくものですが、その協議の熟度に従い、分科会の開催時期や協議内容、また、関係主体が具体化していくものと考えています。